

令和5年第1回取手地方広域下水道組合議会定例会

招集年月日	令和5年2月21日					
招集の場所	取手地方広域下水道組合議会議場					
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 10名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席 〃 × 不応招を示す 公 公務欠席を示す	開会	令和5年2月21日午後1時59分			議長	山野井 隆
	閉会	令和5年2月21日午後2時55分			議長	山野井 隆
	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別
	1	岡 本 昌 弘	○	1 6		
	2	中 山 治	○	1 7		
	3	古 川 よし枝	○	1 8		
	4	須 田 光 雄	○	1 9		
	5	小 堤 修	○	2 0		
	6	落 合 信太郎	○	2 1		
	7	金 澤 克 仁	○	2 2		
	8	山野井 隆	○	2 3		
	9	結 城 繁	○	2 4		
	10	加 増 充 子	○	2 5		
	11			2 6		
	12			2 7		
13			2 8			
14			2 9			
15			3 0			
会議録署名議員	2番	中 山 治		3番	古 川 よし枝	
職務のため議場に出席した者の氏名	事務局 長	中 山 茂		議事係	斎 藤 佐武郎 谷 口 江利子 小 林 勇	

地方自治法第1 21条により説 明のために出席 した者の氏名	管 理 者	藤 井 信 吾
	副 管 理 者	小 田 川 浩
	事 務 局 長	瀬 尾 一 弘
	次 長	穂 鹿 毅
	経 営 課 長	齊 藤 隆
	保 全 課 長	長 塚 学
	水 再 生 課 長	前 島 修
	整 備 課 長	渡 邊 敏 明
	経 営 課 副 参 事	近 内 伸 一 郎
	経 営 課 長 補 佐	坂 木 昇
	経 営 課 長 補 佐	木 村 修 夫
	経 営 課 長 補 佐 兼 料 金 係 長	宮 田 俊 明
	保 全 課 長 補 佐	齊 藤 宏 幸
	保 全 課 長 補 佐 兼 管 路 更 生 係 長	谷 口 良 倫
	水 再 生 課 長 補 佐	海 老 原 義 孝
	整 備 課 長 補 佐	岩 沢 一 実
	整 備 課 長 補 佐 兼 整 備 1 係 長	椎 名 正 徳

總務課契約檢查係長	中島繁美
經營課經營係長	木村輝彦
經營課經營係長	宇都宮理志
經營課料金係長	日野由里子
經營課排水普及係長	海老原範之
保全課保全係長	蛭原義光
水再生課計画係長	渡辺基
水再生課水再生係長	倉島孝夫
整備課整備2係長	海老原一彦

議 事 日 程	別紙のとおり
会議に付した事 件	別紙のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

令和5年第1回取手地方広域下水道組合議会定例会議事日程

令和5年2月21日

午後1時59分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第1号 令和4年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について
- 日程第4 議案第1号 取手地方広域下水道組合個人情報の保護に関する法律施行条例について
- 日程第5 議案第2号 取手地方広域下水道組合情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第7 議案第4号 令和4年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第5号 令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算
- 日程第9 一般質問
- 日程第10 議員提出議案第1号 取手地方広域下水道組合議会の個人情報の保護に関する条例について

令和5年第1回取手地方広域下水道組合議会定例会会期日程

会期 令和5年2月21日

月 日	時 刻	会議名	場 所	備 考
2月21日	午後1時59分	本会議	議会議場	承認第1号 議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 一般質問 議員提出議案第1号

令和5年第1回

取手地方広域下水道組合議会定例会会議録

令和5年2月21日（火曜日）

於 取手地方広域下水道組合議会議場

○

午後1時59分開会

○議長（山野井 隆君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、令和5年第1回取手地方広域下水道組合議会定例会は成立いたしました。

○

会議録署名議員の指名

○議長（山野井 隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会における会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、中山 治君、古川よし枝さんを指名いたします。

○

会期の決定

○議長（山野井 隆君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定しました。

○

承認第1号 令和4年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について

○議長（山野井 隆君） 日程第3、承認第1号 令和4年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者藤井信吾君。

○管理者（藤井信吾君） 本日、議員の皆様におかれましては、令和5年第1回取手地方広域下水道組合議会定例会に御参集いただきまして、御礼を申し上げます。

開会に当たりまして、提出した議案の説明に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

まず初めに、私ごとではございますが、このたび4月26日の任期満了をもちまして、取

手市長並びに取手地方広域下水道組合管理者を退任することを決断させていただき、今定例会が管理者として最後の出席になると存じます。

平成19年に就任をさせていただき、4期16年、市政、そして下水道行政の発展に努めてまいりました。中でも、平成23年の東日本大震災においては、液状化による下水道管の損傷など下水道施設にも影響を受け、その復旧作業に鋭意努めてまいりましたけれども、関係者の皆様方、そして市民の皆様、議員の皆様の御協力、御理解のおかげで無事に復旧をすることができました。改めて、その当時のことを懐かしく思うところでもございます。

退任後は、一市民として、取手市、また、つくばみらい市のよりよい地域づくりに参加をさせていただければと存じます。これまでの御支援に心より御礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、本年度事業、小貝川横断の伊奈山王幹線二条化工事につきまして、昨年12月、要望しておりました国からの交付金が満額配分をされ、無事、工事着手に至りましたことを御報告申し上げます。

本工事は、河川を横断して管路を敷設するため、期間も複数年を要する大規模なものとなりますので、労働災害など事故が生じることのないように安全管理の徹底に努めてまいります。

次に、昨年10月、本組合議会の議員視察に小田川副管理者とともに参加をさせていただきました。

岩手県紫波町では、下水道使用料改訂の取組のほか、公民連携によるまちづくり事業に取り組んでおられ、魅力あるまちづくりを目指して様々な創造的な取組をされている事例を視察してまいりました。

また、大船渡市では、現有処理施設の機能強化を図り、経費削減に取り組まれていたほか、施設内の未利用地を有効活用し、国が推進する農業界などへの貢献を目的としたビストロ下水道にも取り組まれ、チョウザメを養殖して、その排泄物を肥料として用い、レタスを水耕栽培するという事業に着手をされ、下水道事業における付加価値創出を行っている事例を見て、私どものまた可能性を大きく感じるところでございました。

宮城県東松島市では、震災の爪痕が今なお残る中、着実に復興が進められ、その一連の取組として、災害用マンホールトイレを活用した地域防災活動に取り組まれておりました。

今回の視察を終え、下水道に求められる課題に対して各団体が様々な取組をされていることに、改めて感銘を受けたところでございます。非常時を想定した防災意識の重要性、下水道の付加価値の創出、また、まちづくりについても、その欠かせないものはインフラでありまして、下水道もその大事な一翼を担っております。

本組合におきましても、未普及地域の整備促進を図り、まちの健全な発展に貢献するとともに、下水道が有するポテンシャルを活用した取組にもチャレンジしてまいりたいと考えておりますので、今後とも議員の皆様の御理解、御協力をお願いを申し上げ、御挨拶と

させていただきます。

それでは、承認第1号 令和4年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算(第2号)の専決処分の承認につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分し、同条第3項の規定に基づいて御報告申し上げるものであります。

補正予算の内容といたしましては、第2条、継続費の伊奈山王幹線二条化事業において、国からの交付金の配分決定に伴い、発注時期に変更が生じたため、期間を2か年から3か年に変更し、併せて、設計精査により総額を変更、令和4年12月14日付で補正予算措置を行ったものであります。

以上、承認第1号につきまして、提案理由の御説明を申し上げました。提出いたしました議案につきまして、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(山野井 隆君) 以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで議員各位に申し上げます。これから質疑を行います。質疑は、一つの議事日程につき、答弁時間を除き1人5分以内となっております。質疑回数の制限はありません。

また、質疑を行う議員は、1回目の質疑は登壇して行い、質疑後は質問席で待機し、2回目以降は質問席で行ってください。質疑が終わりましたら自席にお戻りください。執行部におかれましても、1回目の答弁は登壇して行い、答弁後は自席で待機し、2回目以降の発言は自席で行ってください。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山野井 隆君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山野井 隆君) 討論なしと認めます。

これより承認第1号 令和4年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算(第2号)の専決処分の承認についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(山野井 隆君) 挙手全員であります。よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

○

議案第1号 取手地方広域下水道組合個人情報保護に関する法律施行条例について

○議長（山野井 隆君） 日程第4、議案第1号 取手地方広域下水道組合個人情報の保護に関する法律施行条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者藤井信吾君。

○管理者（藤井信吾君） 議案第1号 取手地方広域下水道組合個人情報の保護に関する法律施行条例について、提案理由を御説明申し上げます。

本件につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、現行の取手地方広域下水道組合個人情報保護条例を廃止し、法律で委任された事項及び条例で定めることが認められた事項を規定するため、本条例を制定するものであります。

以上、提案理由の御説明を申し上げます。提出した議案につきまして、よろしく御審議の上、可決決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号 取手地方広域下水道組合個人情報の保護に関する法律施行条例についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山野井 隆君） 挙手全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○

議案第2号 取手地方広域下水道組合情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について

○議長（山野井 隆君） 日程第5、議案第2号 取手地方広域下水道組合情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者藤井信吾君。

○管理者（藤井信吾君） 議案第2号 取手地方広域下水道組合情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、現行の取手地方広域下水道組合個人情報保護条例を廃止し、組合執行機関及び議会で新たに個人情報保護に関する条例を制定するに当たり、引用する条文が変更となるため、本条例の一部を改正するものであります。

以上、提案理由の御説明を申し上げます。提出いたしました議案につきまして、よろしく御審議の上、可決決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号 取手地方広域下水道組合情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山野井 隆君） 挙手全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○

議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（山野井 隆君） 日程第6、議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者藤井信吾君。

○管理者（藤井信吾君） 議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、地方公務員法の改正に伴い、職員の定年を65歳まで段階的に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほ

か、所要の整備を行うため、関係する条例の規定を一括して改正するものであります。

以上、提案理由の御説明を申し上げました。提出した議案につきまして、よろしく御審議の上、可決決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山野井 隆君） 挙手全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○

議案第4号 令和4年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（山野井 隆君） 日程第7、議案第4号 令和4年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者藤井信吾君。

○管理者（藤井信吾君） 議案第4号 令和4年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

第2条の業務の予定量につきましては、主要な建設改良事業において、処理場建設費、ポンプ場建設費及び管きょ建設費を減額するものでございます。

第3条の下水道施設の維持管理などを行うための収益的収支につきましては、収入及び支出において、それぞれ1,746万5,000円を減額、第4条の新たな下水道施設の整備や既存施設の改築更新を行うための資本的収支につきましては、収入において2億4,857万1,000円を減額、支出において2億9,132万2,000円を減額するものでございます。

収益的収支及び資本的収支の主な補正理由といたしましては、請負差金及び執行額の確

定により減額するものでございます。

以上、提案理由の御説明を申し上げます。提出した議案につきまして、よろしく御審議の上、可決決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号 令和4年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山野井 隆君） 挙手全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○

議案第5号 令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算

○議長（山野井 隆君） 日程第8、議案第5号 令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者藤井信吾君。

○管理者（藤井信吾君） 議案第5号 令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

令和5年度の予算につきましては、燃料価格、物価高騰の影響により、今後の見通しは不透明であり、予断を許さない状況の中、事業の見直し、経費の節減及び徹底した精査を行い、市民生活に必要なサービスを安定的に提供することに努める予算の編成としております。

その上で、第2条に定める業務の予定量につきましては、接続戸数4万2,758戸、年間総排水量1,088万立方メートル、1日平均排水量2万9,808立方メートル、主要な建設改良事業は、県南クリーンセンター機械及び電気設備改築工事等の処理場建設費5億9,107万3,000円、ゆめみ野汚水中継ポンプ場機械及び電気設備増設工事等のポンプ場建設費2億1,348万3,000円、また、未普及地域の解消として約11ヘクタールの面整備を実施するほか、

北部幹線二条化工事及び伊奈山王幹線二条化工事等の管きょ建設費15億8,191万4,000円を予定しております。

次に、予算規模として、第3条の収益的収入及び支出は、本組合の財政運営と経常的な経営活動に係る経費の収支とするもので、収入は46億2,178万2,000円を予定し、前年度当初予算額と比べ4.8%の増、支出については44億6,190万円で、前年度と比べ4.4%の増となり、前年度より増加した予算額となっております。

次に、第4条の資本的収入及び支出は、建設改良事業と企業債の償還等に係る収支でございます。収入は25億4,336万7,000円を予定し、前年度と比べ15.9%の減、支出については42億2,382万2,000円とするもので、前年度と比べ7.3%の減となっております。こちらは、令和4年度から令和6年度の継続事業であります伊奈山王幹線二条化事業の年割額の確定及び面整備の減により、減額となっております。

令和5年度以降も厳しい財政状況が見込まれますが、限られた財源を効率的かつ効果的に執行してまいりますので、議員の皆様のご理解と御協力をお願い申し上げます。

以上、令和5年度予算の概要につきまして御説明を申し上げます。詳細につきましては、事務局長より補足説明をいたさせますので、よろしく御審議の上、可決決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 引き続き、事務局長より補足説明を求めます。

事務局長瀬尾一弘君。

○事務局長（瀬尾一弘君） 議案第5号について、管理者の補足説明をさせていただきます。

令和5年度予算につきましては、経費の節減に努め、事業の徹底した精査を行い、事業の性質上、可能なものは前年度と同額以下の計上に努める編成といたしました。

なお、地方公営企業の経理では資産を経費として見るため、現金の収入、支出を伴わない経費を計上することになりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、別冊で配付しております予算補足資料の4ページをお開きください。令和5年度予算実施計画内訳書でございます。

収益的収入及び支出は、下水道施設の維持管理など経常的な経営活動に要する収支であります。

収入の部、下水道事業収益の総額は46億2,178万2,000円を予定しております。

営業収益は、主たる営業活動による収益で14億1,876万4,000円を予定し、本組合の自主財源であります下水道使用料、雨水処理に要する構成市負担金等によるものでございます。そのうち下水道使用料収入は12億8,898万9,000円を予定し、営業収益の約90.9%を占め、前年度比856万円の減、0.7%の減となっております。

営業外収益は、営業活動以外の収益とするもので、構成市補助金、長期前受金戻入等による収入としまして、32億301万7,000円を予定しております。

次に、5ページを御覧ください。

支出の部、下水道事業費用の総額として44億6,190万円の支出を予定しております。

営業費用は、議会活動に要する議会費のほか、下水道施設の維持管理に要する費用を、処理場費、ポンプ場費、6ページの管きよ費に計上しております。

また、支出全般におきまして、労務費及び原材料費等の高騰により、包括管理業務委託等の委託費や工事費等が軒並み大幅に増額した計上となっております。

なお、組合においても災害用対策としまして、震災等により電気の供給がストップしたときのために、発電機の借上げの協定を管内3業者と結び、予算計上をしております。

次に、7ページを御覧ください。

業務費は、下水道使用料の調定業務などに要する費用でございます。

次に、8ページ、9ページを御覧ください。

総係費は、全庁に共通する費用で、事業活動全般に関連する費用として計上しております。

9ページ、減価償却費には、有形固定資産に該当する既存の下水道施設について、経年による経済価値の減耗費を計上しております。

次に、10ページを御覧ください。

営業外費用は、下水道施設の建設時に借り入れた企業債の支払利息等、特別損失は、前年度までの下水道使用料等の過誤納還付金を過年度損益修正損に計上しております。

次に、予備費は、下水道施設に生じた緊急性のある修繕工事等に速やかに対応するため計上するものでございます。

次に、11ページを御覧ください。

資本的収入及び支出は、新たな下水道施設の整備や既存施設の改築更新を行うための収支でございます。

収入の部、資本的収入の総額として25億4,336万7,000円の収入を予定し、建設改良事業のために借り入れる企業債、構成市からの出資金、補助金、また国・県による補助金、さらに下水道の整備後、受益者の皆様に御負担をいただく受益者負担金等の収入を予定するものでございます。

次に、12ページを御覧ください。

支出の部、資本的支出の総額として42億2,382万2,000円の支出を予定しております。処理場建設費は、県南クリーンセンターにおける既存施設の改築更新に要する費用で、それぞれ令和4年度、5年度及び令和5年度、6年度の2か年ずつにわたり実施する機械及び電気設備改築工事等を計上しております。

ポンプ場建設費は、増設及び既存施設の改築更新に要する費用で、令和5年度、6年度の2か年にわたり、新たな企業の進出に向けて実施する、ゆめみ野汚水中継ポンプ場機械及び電気設備増設工事等を計上しております。

13ページを御覧いただきまして、管きょ建設費は、下水道未整備地区における新たな面整備及び既存管の改築更新等に要する経費で、面整備としまして、取手市、約7ヘクタール、つくばみらい市、約4ヘクタールを予定しております。

また、北部幹線二条化工事及び令和4年度から6年度の3か年にわたり実施する伊奈山王幹線二条化工事等を計上しております。これらの事業は、重要路線の二条化事業となり、大規模地震が発生したときのバックアップ管路にも位置づけております。

次に、14ページを御覧ください。

下水道事業計画は、事業計画の策定に要する経費で、委託料におきまして、県南クリーンセンター機能増設基本設計・事業方針検討業務委託等に要する費用を計上しております。

また、会費負担金におきまして、取手市においては既に着手済みであります。つくばみらい地区浸水対策として、令和5年度から新規で、浸水シミュレーション手法により既存水路のモデル化を行い、雨水の浸水想定区域の指定に向けた負担金を計上しております。

固定資産購入費は、事務用パソコンの購入費を計上しております。

企業債償還金は、企業債の元金償還に要する費用を計上しております。

15ページは、令和5年度構成市負担金及び出資金の明細となります。

16ページ以降につきましては、主要事業に関する資料として、主要事業に関する内訳書、また事業箇所図を添付しております。御参照ください。

以上、令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算について、補足説明をさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

初めに、通告順に従い、発言を許します。

古川よし枝さん。

○3番（古川よし枝君） 議席番号3番、古川よし枝です。

議案第5号 令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算について伺います。

一つ目は、令和5年度の業務の予定量について、主要な建設改良事業の管きょ建設費は15億8,191万4,000円で、前年度の当初予算よりも約5億5,000万円減額となっております。その理由について伺います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

経営課長齊藤 隆君。

○経営課長（齊藤 隆君） それでは、古川議員の御質問にお答えいたします。

管きょ建設費、前年度比で約5億5,000万円の減の理由でございますが、様々な精査の結果ではありますけれども、主に伊奈山王幹線二条化事業によるものでございます。

例年、管きょ建設費は15億円前後で推移しておりまして、令和5年度においても例年どおりでございます。逆に、令和4年度につきましては、伊奈山王幹線二条化工事の初年度

ということで増額になったものでございます。

先ほど御承認いただきました承認第1号、令和4年度補正予算専決処分におきまして計画を変更いたしまして、当初計画していましたが令和4年度分、約8億円と変更後の令和5年度分、約1億7,000万円の差額、6億3,000万円が減の理由となります。

以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 古川よし枝さん。

○3番（古川よし枝君） 令和5年度の予算の関係で通常なんだと、令和4年度が伊奈山王の二条化関係の工事費で9億ぐらいになっていたわけですけども、そういうことなので分かりました。

それで、2度目に伺いますが、同じ管きよ費でも、整備面積ですね。令和5年度の新たな整備面積は、取手市においては令和2年度は10ヘクタールで、令和3年度は12ヘクタール、令和4年度は14ヘクタールと整備してきましたけれども、令和5年度は7ヘクタールということ、それから、つくばみらい市においても、毎年5から6ヘクタールで来ていましたけれども、この令和5年度は4ヘクタールで、こちらでも数年比で見ると、かなり縮小というふうになっておりますが、この理由や今後の整備計画の考え方について、変更があれば伺いたいというふうに思います。

○議長（山野井 隆君） 経営課長齊藤 隆君。

○経営課長（齊藤 隆君） お答えいたします。

昨今の経済情勢により、燃料価格等が高騰しまして維持管理費が増えたため、新規の下水道整備の財源を精査したものでございます。

処理場、ポンプ場の維持管理費については、100%を当組合の自主財源で賄う必要があり、令和4年度と比較しまして、令和5年度は約1億6,000万円の増となっております。これが非常に効いております。

一方、下水道施設の建設につきましては、事業費の5%を自主財源を用意すれば、残りは国庫補助金、企業債で賄うことができます。例えば、500万円の自主財源で1億円の補助事業ができます。また、数千万円の自主財源があれば、数億円の事業ができます。

令和5年度につきましては、数千万円単位の面整備に係る自主財源が足りなくなり、面整備を縮小しております。

また、令和5年度は、先ほど説明があったと思うんですが、幹線事業も多いことが面整備縮小の要因の一つだと考えております。

限られた財源でございますので、まずは既存の施設、下水道施設の維持管理に重点を置かせていただきまして、次に効率のよい地域から面整備をすることにより、公衆衛生の向上を図りたいと考えております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○3番（古川よし枝君） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） これで古川よし枝さんの質疑を終わります。
ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。
これより議案第5号 令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山野井 隆君） 挙手全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○

一般質問

○議長（山野井 隆君） 日程第9、一般質問を行います。

念のため申し上げます。質問を行う議員は、1回目の質問は登壇して行い、質問後は質問席で待機し、2回目以降の質問は質問席で行ってください。質問が終わりましたら自席にお戻りください。執行部におかれましても、1回目の答弁は登壇して行い、答弁後は自席で待機し、2回目以降の発言は自席で行ってください。一般質問の時間制限は、1人20分以内となります。

それでは、質問通告順に従い質問を許します。

加増充子さん。

○10番（加増充子君） 加増充子です。通告に従って、質問をいたします。

公共下水道事業のこれまでの到達点と今後の見通しについて伺います。

まず初めに、事業計画について、これは認可区域ということで私は認識しております。事業計画に基づいた進捗状況を伺います。

御承知のように、当組合開始から37年経過しました。令和4年3月31日現在で、下水道普及率は、取手市では76.5%、つくばみらい市では58.4%となっております。これまでも整備計画について幾度か伺ってまいりましたが、進捗状況を具体的に伺います。よろしくお願ひします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

管理者藤井信吾君。

○管理者（藤井信吾君） ただいまの加増議員の御質問に答弁をさせていただきます。

当初、昭和55年度に事業認可を取得し、令和3年度末で取手市1,777.7ヘクタール、つくばみらい市384.1ヘクタール、合計2,161.8ヘクタールの事業計画を定め、事業を実施し、うち取手市で1,568.0ヘクタール、つくばみらい市で325.3ヘクタール、合計1,893.3ヘクタールの面整備が完了し、下水道事業計画区域内のうち87.6%の整備が完了しております。

また、下水道を使用できる地域にお住まいの方の人数でございます供用開始区域内人口では、取手市において8万1,110人、つくばみらい市では1万1,148人、合計9万2,258人の方が下水道を使用できる区域にお住まいとなり、下水道普及率は73.7%となっております。

○10番（加増充子君） 管理者の御答弁にあったように、令和4年3月31日現在、取手市の予定処理区域面積は1,777.7ヘクタール、また、そのうちの整備済み面積は1,568ヘクタールということなんですけれども、令和5年度の先ほど審議されました予算の中で、取手の場合7ヘクタールの整備が示されておりますが、1,777.7ヘクタール整備されるまでには数年かかると思いますけれども、今後この整備に当たっての課題というか、問題点とか、どのように今受け止めていらっしゃるのでしょうか、お願いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

事務局長瀬尾一弘君。

○事務局長（瀬尾一弘君） それでは、ただいまの加増議員の御質問にお答えをいたします。

下水道の事業を進める上での課題は、多額な費用と期間がかかることであると考えます。収入面では、国からの補助金、交付金、また構成市からの負担金、補助金が要望どおりとなるのか。また、工事実施に当たっては、一番後発な事業であるため、既設埋設管、ガスや水道等の移設に費用及び期間がかかること。また、工事完了後については、宅地内の排水設備の切替え工事費や、同じく宅地内の既設浄化槽の設置されている場所の状況により、水洗化がなかなか進まないということが、下水道整備における課題となります。

いずれにしても、事業計画区域を一年でも早く供用開始できるよう鋭意努力してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） ありがとうございます。この整備を進めていくには、国の予算もありますし、時間という問題もある、また地形的な問題もあるかと思えます。そういう中で今後進めていっていただきたいんですが、今後の事業計画シミュレーションについて伺いますが、具体的にどう進めていくのか、シミュレーションはどのようにお持ちでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

事務局長瀬尾一弘君。

○事務局長（瀬尾一弘君） 加増議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど管理者からの答弁にもありましたが、令和3年度末現在で、事業計画区域と整備済み区域の差ですが、取手市では209.7ヘクタール、つくばみらい市では58.8ヘクタール、合計268.5ヘクタールが、まだ未整備区域となっております。

令和4年度と5年度の整備予定面積は31ヘクタールですので、令和5年度末で237.5ヘクタールが未整備の区域となります。

今後、令和6年度以降は、取手市とつくばみらい市を合わせた年間の整備面積20ヘクタールを予定とし、国の補助金、交付金を有効に活用しながら整備を進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） ありがとうございます。この両市合わせて、今後のシミュレーションというか、進めていくのは20ヘクタールということでありますよね。そうしますと、あと残り200ヘクタール以上あると思うんですが、これを進めるにはまだまだ時間を要するという事なんですが、これはあくまでもそのときの状況に応じて順調に進まない場合もある、それは私も承知しておりますが、そうしますと、これを取手では1,777.7ヘクタールでしょうか、つくばみらい市はありましたけれども、これを進めるに当たっては、日々一生懸命頑張っていくというお答えをされたということですのでよろしいんですね。

○事務局長（瀬尾一弘君） はい。

○10番（加増充子君） ありがとうございます。そして、今、この事業概要を見ますと、現在の終末処理場の総処理能力と最大稼働実績について伺いたいんですが、現在は、この平面図から見ますと、2系列8池というんでしょうか、全体があるんですが、現在は2系列の6池という稼働しているところなんですが、その量についてどのようになっているんでしょうか、お願いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

水再生課長前島 修君。

○水再生課長（前島 修君） それでは、ただいまの加増議員の御質問にお答えいたします。

終末処理場、水処理の能力ですが、全体計画では、先ほど言いましたように8池になるわけなんですが、1池当たり8,100立方メートルの池が8池ありますので、トータルで6万4,800立方メートルを基本計画としております。事業計画はといいますと、このうち6池、4万8,600立方メートルの事業計画としております。

現在の処理場の水処理能力も、この事業計画と同じ6池、4万8,600立方メートルでありまして、ここ1年間の実績をちょっと見てみたんですが、ここ1年間の水処理の実績を見ますと、日平均で約2万9,000立方メートル、日最大で約4万3,000立方メートルの実績となっております。

以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） ありがとうございます。そうしますと、全体の処理能力が2系列の8池ということで伺うと、大体6万4,800トンと伺っているんですが、まだまだいっぱいありますよと。ですから、この処理能力は十分あるということで、これから事業認可区域外がいつ広がっていくかということもあるんですけども、対応できるということですよ。その辺はどうなんですか。

○議長（山野井 隆君） 水再生課長前島 修君。

○水再生課長（前島 修君） それでは、お答えしたいと思います。

水処理の能力につきましては、先ほどの答弁のとおり、既設の能力4万8,600立方メートルのうち、日平均では約2万9,000立方メートルですので、多少の増量については、対応は全然可能となっております。

ただ、そのほかの部分、沈砂池や汚泥処理設備については、増設や改築、更新等していかなければならない部分もありますので、令和5年度予算に汚泥処理施設の増改築計画を含む検討業務委託を実施予定としておりまして、以降、流入水量をよく見ながら工事を実施していく予定としております。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 分かりました。

次の公共下水道とし尿処理の一本化についてなんですが、今回、龍ヶ崎衛生組合など3組合統合が見送られました。令和3年に、私も、8月でしょうか、この本会議でもこの質問をしましたけれども、その後、取手市との話し合いというのはどうなっているのでしょうか、伺います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

事務局長瀬尾一弘君。

○事務局長（瀬尾一弘君） 加増議員の御質問にお答えをいたします。

この龍ヶ崎衛生組合を含む3組合の令和5年4月の統合が見送りになったということについては、私たち組合でも新聞等で情報は存じております。

令和3年第2回定例会の一般質問の加増議員の質問の中の答弁のとおり、し尿等の受入れに当たっては、下水道法で定められている流入水質を維持するために、それを希釈し、ごみを取り除くための新たな施設の整備、また、それに伴う維持管理に大きな費用がかかることや事業計画の見直しなど、関連する法的な届出や許認可を取得しなければなりません。

令和3年8月の第2回定例会以降、取手市や龍ヶ崎衛生組合のどちらからも、下水道事業とし尿処理の一本化の実施についてはお話はない状況ですので、今のところ、当組合としても検討はしておりません。

取手市、龍ヶ崎衛生組合のどちらからでも検討依頼や相談等があれば、そのときにまた

考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 今のところ話がないということで、そのときに応じて、相談等があれば、ここでも対応し、一緒に協議していくということでもありますよね。本当に、今回の3組合統合が見送られたというところでは、今後このし尿処理、これは取手市のほうなんですけれども、この問題も問題解決のほうにいろいろと努力されていかなくちゃならないと思いますし、この組合でも受け入れていかなければならないということで、やっぱり検討課題かと思えます。住民の環境を、公衆衛生を守る、そういう立場から、これから十分な協議を進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山野井 隆君） 以上で加増充子さんの質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

○

議員提出議案第1号 取手地方広域下水道組合議会の個人情報の保護に関する条例について

○議長（山野井 隆君） 日程第10、議員提出議案第1号 取手地方広域下水道組合議会の個人情報の保護に関する条例についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

須田光雄君。

○4番（須田光雄君） 須田光雄です。議員提出議案第1号 取手地方広域下水道組合議会の個人情報の保護に関する条例について、提案の理由を御説明申し上げます。

本件につきましては、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度については、法律が一律に適用されることとなり、地方公共団体の議会は、その規律の対象となっていないことから、独自に議会における個人情報の保護に関する制度を条例で定めるため、本条例を提案するものです。

以上、提案理由を説明申し上げます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

加増充子さん。

○10番（加増充子君） 今、須田議員から提案されておりますけれども、これは上位法が一括されて、議会が議会側の条例がないということで制定するという事なんでしょうけれども、想定される問題、個人情報保護の問題ではどのようにお考えですか、今どのようなことを考えてこれを提出したのか伺います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

議会事務局長補佐斎藤佐武郎君。

○議会事務局長補佐（斎藤佐武郎君） 加増議員の御質問にお答えいたします。

想定するものとしましては、議会事務局が作成取得した個人情報に記載された資料、議会事務局に提出した議員の個人情報、以上2点ですね。事務局職員が作成したもの等の資料を想定しております。

以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） そういう想定なんですけれども、これまでそのようなことは特になかったのか、あったのか、いかがですか。

○議長（山野井 隆君） 斎藤佐武郎君。

○議会事務局長補佐（斎藤佐武郎君） 今までは、取扱いは行ったことはありません。

以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 第51条に、この条例の施行に関し、必要な事項は議長が定めるということなんです、これは議長が定めるということは、どこで審議して定めていくのか、議会事務局と協議して定めていくのか、その点について伺います。

○議長（山野井 隆君） 斎藤佐武郎君。

○議会事務局長補佐（斎藤佐武郎君） お答えいたします。

議長が定める事項については、事務手続等、こちらは内部的に決裁等々で議長の了解を頂いて手続を進めさせていただきます。これが、例えば議会が決定する、定めるとなると、当然議会の議決を要することとなるというふうに御理解いただければと思います。

以上です。

○10番（加増充子君） ありがとうございます。

○議長（山野井 隆君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。

これより議員提出議案第1号 取手地方広域下水道組合議会の個人情報の保護に関する条例についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山野井 隆君） 挙手全員であります。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

これにて本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。よって、令和5年第1回取手地方広域下水道組合議会定例会を閉会いたします。

御審議くださり、誠にありがとうございました。

午後2時55分閉会